

はじめに

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づき労働者に対して行われる健康診断の結果や、任意に事業者が労働者について得た健康に関する情報に対して、個人情報保護の観点から適切な措置を講ずることが必要であることから、「労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会」（以下、「検討会」という。）（座長：保原喜志夫北海道大学名誉教授）が平成11年3月に設置され、平成12年7月に「中間取りまとめ」が行われた。

本検討会は、その後、平成15年に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が成立し、平成17年4月1日に全面施行されることから、同法を踏まえ、平成16年4月に改めて労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）の保護の在り方について検討を再開することとしたものである。

個人情報の保護に関しては、私生活はみだりに公開されるべきでないという従来の伝統的なプライバシーの概念があり、さらに、近年の情報化の進展した社会においてその侵害を未然に防止する観点から、自己に関する情報の流れを自らが管理するという考え方が出てきている。労働者の健康情報は特に機微な情報であることから、この新たな考え方は非常に重要である。

さらに、「中間取りまとめ」では将来的な課題とされた事項もあり、当検討会においては、これらの視点からも労働者の健康情報の保護の在り方についての検討を行った。